

官報

号外 昭和二十三年三月二十八日

○第二回 衆議院會議錄第三十三号

昭和二十三年三月二十七日(土曜日)

午後三時二十四分開議

議事日程 第三十号

昭和二十三年三月二十七日(土曜日)

午後一時開議

一 國務大臣の演説に対する質疑

(前会の続)

第一 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔朗読を省略した報告〕

一、昨二十六日松岡議長は、菅田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

総理府事務官 鈴木 俊一
(総務官) 房自 治(議長)

一、昨二十六日衆議院規則第十四條但し書により議長において議席を次の通り変更した。

二七二 愛知縣第二区 選出議員
四三三 森山 武彦君

一、昨二十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

復興金融庫法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(第二〇号)

農林委員会 付託

復興金融庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第二二号)

財政及び金融委員会 付託

一、昨二十六日衆議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案

○副議長(田中萬逸君) これより會議を開きます。

課税の調整に関する緊急質問(塚田十一郎君外一名提出)

○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、課税の調整に関する緊急質問、官公労働の労働争議に関する緊急質問を逐次許可せられんことを望みます。

○副議長(田中萬逸君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

課税の調整に関する緊急質問を許可いたします。塚田十一郎君。

〔塚田十一郎君登壇〕

○塚田十一郎君 私は、民主自由党、社会革新党、第一議員俱樂部、日本農民党を代表いたしまして、課税の調整に関する緊急質問をいたさんとするものであります。

農村漁業者並びに商工業者等の個人企業者に対する昭和二十二年の課税所得は、去る二月十五日の日附をもつてその後逐次発送せられておる状態であります。しかして、この通達せられた課税決定を見ますのに、きわめてこれはでたらめと言わざるを得ない程度のものであります。(拍手) どのようなたらめの実情があるか。これはたまたま私の所へ非常に困つて相談に参つた一、二の実例をこの際申し上げるのであります。店も何も張らないで青果業を営んでおる業者が、課税所得を本人は三万五千円としておつたところが、それに對して二十四万円の更正決定をして、追徴税を含め

て実に十六万円余の税を追加納付すべしという通達を受けておるのであります。そのほか農村などにおきましても同様なのであります。農村は概して申告をいたしておりませんために、このたびはまつたく無申告者として、税務署が一方的な査定をして通達をいたしておるのであります。

農村などの実例に見ますと、私の出身縣であります新潟縣などの單作地帯、この地帯におきましては、米だけが唯一の生産物であります。米を賣りましての収入が唯一の収入であります。それに対して、私の地方におきましては、反当り二石というのが一般の収入の状態でありまして、その程度の収入のものに對しまして、一反当り二千円の所得というものが、大體通告を受けた課税所得の標準になつているのであります。さらに畑などの場合で申しますと、これは二毛作、三毛作によりまして、二毛作のものは、その二毛作がどういふものをつくつていかという実情を想定いたしましたして、それに対して一毛作の所得、二毛作の所得というように、私どもこれを所得を躍らしてと言つておるのであります。二毛作に躍らして三毛作に躍つた課税所得をいたしまして、畑におきましては、一反歩の課税所得の算定は、私どもの地方の実例におきましては、少くとも三千円、多いのは六千円、七千円になつておる実情であります。その他

林業者、漁業者におきましても、同様な状態が今日見られておるのであります。

何ゆゑにこのようなきわめて不合理が出てきたかというところ、その第一の理由は、何と申しましても政府が、殊に主税局及び財務局を通して第一線の税務署に對して徴収すべき額の判定をしていふということが、大きな原因であります。(拍手) この点は、私どもも委員会におきまして、しばしば政府に對して、そういうことは怪しからぬじやないかというのを申し、質問もいたしてはいるのであります。そのとき政府の答弁は、必ず絶対にそういうことはありまじやないといふことが、きまりきつた答弁であります。おそろく中央におきまして、つまり主税局や財務局におきましても、氣持はそれ通りなのであります。それらの人たちの説明によりまして、絶対にこれだけの額を徴収しろという標準判定はいたしておりません。ただ今日の税法を適用正に於てはめいいくならば、この程度はとれるだろうという標準を與えておるだけだ、こういうのが政府の説明なのであります。おそろく、中央においてはその通りなのであります。

しかし、それを受けた末端の第一線の税務署は、それは考へておらぬのであります。その通達を受けましても、必ずそれだけが徴収しなければならぬ額であるというように了解するのであります。それを徴収しなければならぬ

状態になつてゐる。そこで、きわめて異例の措置ではありますが、事情をよく調べられて、やむを得ないものについて、特に分割納入を認めてやるという御意思がないかどうか。(拍手)

第五に、昭和二十二年度も、もうすでに年度末になつておりますから、年度の徴収はなるべく早く行われなければならぬことはもちろんであります。しかし、今申し上げるように非常な事情のいかなない状態になつておりますから、どうか現有徴税機構の全能力——

常に弱体なものではありませんが、この全罷率を發揮して、できるだけ早くの異議の審査の決定をしていただき。この観点からいたしまして、私どもは現在行われております全財労働争とというものに対して非常に重大な関をもつておるのであります。不当な所得のできない課税の通告を受けて税

だ、このところずつと一日おきぐいに一齊賜暇をやつておられる状態があるのであります。これでは絶対に迅速に審査決定を行つて年度内の完を期するということはできないのである。どうか早くこの争議が停止せられて、そうして審査決定が十分に行われて、納税のいく納税が期せられると

うことを、ぜひ政府当局においてご
より願いたいということが第五の点
であります。

以上、お尋ね申し上げたい五つの点を申し述べたのでありますが、最後に一言付け加えさせていただきたいのは、國家の収入の基幹をなしておりますところの所得税収入というものは、

財産税などの収入と事違ひまして、毎年繰返されて収入されるのでなくて、國家の財政の基礎は確立いたさないであります。もし本年度御決定になつたこの更正決定額によつて納税を履行せられますならば——それは國家の強權をもつてされれば、できないこととはありませんでしよう。しかし、もしそれをされました場合には、どういふことになるかというのをひとつお考え願ひたい。營業者は全部營業を停止いたして、店をしまつて、やみブローカーになるというのを公然と言つておる。農村におきましては、せつかく円滑に遂行しかけてきましたあの農地解放が、こんなに税金がかかるのでは、うっかり土地を賣うことはできないといつて、耕作を放棄する者が、すでに新潟縣などにおいても続々と出てきてゐる実情であります。このような状態におきましては、二十三年度以降の所得税というものは非常なる欠陥を起してくる、また農地改革の前途にも相当大きな影響をもつてくる、食糧の増産も期し得られないという現実が必ず出てくることを確言申し上げることができるのであります。

以上の点を考慮いたしまして、ただいまお尋ねいたしました五つの項目を中心といたしまして、政府当局の誠意ある御答弁をいただきたいと存じます。(拍手)

○副議長(田中萬壽君) 維熊三郎君。

〔維熊三郎君登壇〕

○維熊三郎君 徴税の問題について、容易ならぬ事態が随所に起つておるよりに思われますので、この機会に大蔵當局の所信を伺つておきたいと思ひます。

われ／＼は、不幸なる戦争の結果、敗戦國民でございまして、この日本を復興再建せしめんがためには、國民は相當の忍従をしなければならぬことはよく心得ております。従ひまして、税金も平常の場合よりは過重に納付しなければならぬといふことも、これまた今日の場合やむを得ざる状況であることも心得ております。しかしてこの再建復興のためには、まず國家は健全財政を確立しなければならぬと私は考えます。なおまた現下のインフレーション克服のためにも、國家の収入が確保されておらなければいかぬのだと思ひのであります。よつて、われ／＼國民の負担が多少過重な点がありまして、それが健全財政の確立のためであり、國家復興のためであるならば、あえて私どもはその苦痛を耐え忍ばなければならぬのであります。

なおまた、わが國独自の實力をもつてしては容易に國家の再建ができない

という今日の状況におきましては、遺憾ながらわれ／＼は、外國の援助に頼る点も多々あるのであります。最近行われておりますアメリカ側の日本に対する援助のごときも、わが國の再建のためにまことに重大なる問題でございまして、外資の導入といひ、クレジットの設定といひ、ひとえにこれは、國內の態勢がほんとうに再建復興に向つてゐるといふことに確信をもたれるのでなければ、容易にこのことも決定せられぬのではないかと私は危惧いたします。

先日總理大臣が、目下來朝中のアメリカの陸軍次官ドレーパー氏と會見せられた新聞の記事を拜見いたしました。と、陸軍次官は、日本の財政状態について非常に御心配のようだったといふ。殊に納税の問題等に対して深い関心をもちました。詳細なる質疑が交されたといふことでもあります。昨年の暮の議會におきまして、政府當局の言明するところによれば、本年度の未収入の税金が、驚くべし、一千億を越えておつたのであります。はたしてそういう状況をもつてしてこれの完納を見ることとができるかどうか、非常に不安を感じたのであります。が、その後の状況は、私どもの予想に反しまして、非常なる好成绩であつたといふことであります。三月十三日現在をもつて大蔵當局の発表するところによりますと、予算といたしまして千三百五十三億九千

万円のうち、納付完了したものの九百五十三億七千七百円だといふ、すなわち七〇％以上納入せられたといふことでございます。

私はこの非常な好成绩を國家の將來のために喜ぶのでありますが、しかもなお今日の状況をもつていたしますと、四百億の未納があるのでございす。今までの完納された分は、幾多の事情はございましたが、喜ぶべき現象であります。しかし残つた四百億の徴税というものは、今日までの状況とは違つて、さらに一段の困難な状況を呈するのではなからうか。しかも四百億残つた最大の原因は、多くは不正なる課税、あるいは徴税方法の拙劣、徴税官吏の不親切、國民との間に意思の合致がなかつたといふやうな点、そういうことが原因としてあげられておるといふことでございす。すでに年度末になつてかくのごとき未納があるといふことであるならば、ゆゆしき重大問題でありまして、來年度の予算編成にあたりまして、このことは重大なる支障を起すのではなからうかと私は憂へるものでございす。

よつてわれ／＼は、日本復興のため、まず國家の健全財政を堅持するたに徴税機構を拡充してもらひたい。そして徴税技術を進歩さしていただきたい。そういうことに対して、大蔵當局はどのような計画と、どのような決意をもつておられるのか。そして

課税にあたりましては、まづたく適正公平なる課税のもとに、國民が國家復興の念頭に燃えて、ほんとうに日本再建のためにこの重い税金を耐え忍ぶという國家的の國民的良識がなければならぬと私は思う。

私はこの機会に一言したいことは、今随所に見らるる納税問題に対する混亂的狀態、農村においても、漁村においても、中小商工業者の間におきまして、まことにいろいろ重大問題が起されております。このことをこのまに放置しておくならば、あるいはこの間隙に乗じて、國民の納税思想に驚くべき影響を及ぼすことが行動が起つてこないとも限らぬ。現に地方におきましては、共產黨の分子などと称するものが、あるいは赤旗などを打立てて税務署を取巻き、故意に不納同盟などといふことをやつておる。(拍手)

は、この共產黨の、共產黨の分子の、かくのごとき者どもの行動というものは、労働問題においてもしかり、今日のストライキでも、私は全通の——通信關係をよく見ておりますが、これらの行動の陰にも共產黨の分子がまゝはいりこんで、故意にこれを誘発し、國家再建のために驚くべき阻害をなしておる。(拍手)

今や諸君、世界の大勢を考えると、世はまさに共產主義的思想と民主主義的思想の対立であるともいえる。まさにかくのごとき対立をやつておる

とき、わが國がかくのごときやからによつて擾乱せられるならば、実にわが國の將來というものは驚くべきものだ。私は、ただいま野党各派の徴税問題に関する緊急質問で共産党を除外したことを、野党各派のために敬意を表したい。(拍手)なるほど、いかに諸君は野党であつても、これら共産党などとは同一行動をとるまいと思う。そういうことをやつておつたのでは、日本の復興というものはできません。私がここに申し上げることは、今大事な納税期にあつて、うっかりすると共産運動などの跳梁跋扈のすきを與えることを國家のために憂うと言ふのであります。そこで大蔵当局におきましては、この課税の公平適正なる方法、徴税方法、徴税機構の拡充など、あらゆる点について日本再建のために万全を期していただきたい。同時に、彼らごときもの跋扈のすきを與えないよううにしたい。この点に對しまして、大蔵当局の断固たる所見を伺いたいのであります。

〔國務大臣北村徳太郎君登壇〕

○國務大臣(北村徳太郎君) ただいまのお二人の緊急質問に對してお答えを申し上げたいと思ひます。

特に塚田君の御指摘になりました点につきましては、私もこれを率直に認めなければならぬ点が多くあることを、はなはだ残念に思ふのであります。特に今のときにおきまして、國家

財政の最も重要な歳入でありますところの税収入がうまくいくかないかということが、お話がございましたように、國家再建にきわめて至大の關係をもつておるといふ点も御指摘の通りであります。従ひまして私どもは、実は今までのこの徴税組織に欠陥があつたということも御指摘の通り、また人員が不足である、しかも能率が低下しておる、あるいはまたきわめて不慣れであるというような点も認めなければならぬのでございまして、現在予定されておる定員に對して約七割くらい納税者の数が増加した七倍に殖えておるといふような關係から、まず第一に御指摘になりましたように、現在の税務組織というものを根本的に刷新かつ拡充しなければならぬ。それで数日前全國の財務局長を集めて、今後の税務の機構の刷新等につきまして具体的な相談をいたし、また指示をいたしました。のみならず、最近しばしば起つておりますところの税務官吏の不親切であるとか、あるいはその他の問題等につきましても、この際非常な戒飭を加へまして、十分その趣旨が徹底するようにはかつた次第でございます。なお最近において、これは國會の御承認を得まして、税務署の数は現在よりも約百箇所くらいを増設したい氣持で、目下さうな準備をいたしておるのでございます。

次に税の適正の問題でございすが、これは何といひましても、前に申しました現在のこの税務組織の欠陥と、はなはだしい人員の不足と、しかもまた待遇等の關係がございまして、今日までのところでは非常に異動率が高く、十分に慣れないうちに代つていくというやうな事實がございしたので、これらにつきましても、ただいま案を立てておるのでございます。なおこの課税の適正化をはかるということ、これはまた當然であります。先ほどお話がございましたように、殊に今日相当高率の課税をしておる際でございますから、それが適正に行われてるか否かということは、これは國民經濟生活にも、あるいは心理的にも、きわめて重大な關係のございますことは、塚田君の詳細御指摘の通りであります。従ひまして、これにつきましてもは実情に即する——今日まで実情を十分見究めるには人手不足の点もあつたと思ふのであります。が、急速にこれは擴張いたしますとともに、実情に即するといふ点に力点を置きまして、從來の、たとえば農村にあつては、農村の中で第三者の通報制度をとり、またいろいろの方に御諮問をする、あるいは團體に諮問するといふやうなことに對して、適正を期したいと考えておるのであります。なおまたやみ収入を認めらるが、やみの辭費を認めないのはどういふわけであるか。これらも、いわゆ

る適正の一語に帰すると思ふのでございまして、今までの点において遺憾の点があつたことは認めるのであります。が、これらは、ただいま申し上げましたやうな税務機構の拡充刷新等を経て十分に御期待に副うようにいたしたい、かように考えておるのであります。

なお再審査は一月以内にさういふ要求ができるということになつておるのでございまして、税金を一般に延期することを了承するかどうかというお尋ねでございますけれども、これは何といたしましても法の問題であります。法規のあることでございまして、この國會において、法を無視して私がお約束はできません。けれども從來以上——從來にもいろいろ欠陥があつたことは認めるのであります。が、より親切に、こういふことについて実情といふものを十分のみこむように、これは一般に向つて、末端に至るまで徹底するように十分通牒を發し、このことによつて御希望に副うようにいたしたいと存じておるのであります。それで、あるいは分納を認むるかどうかと、あるいは分納を認むるかどうかと、分納は認めております。けれども分納後の処置については、これまた嚴格なる法規がございまして、この点については、法規を無視してここで約束はできませんけれども、これは実情に即するやうに親切に取扱へという命令を速やかに

に出したいと考えておる次第でございます。

なお椎熊君よりいろいろお話がございまして、税の残りの四百億をどうするかというお話がございましたが、これはさいわいに今のところ順調な足取りをたどつておりますので、なお努力を続けまして、三月、四月においてこれが完納を見るように熱心にひとつ働きたい、かように考えておる次第でございます。

なお、大蔵省關係の財務當局において一齊賜暇をしたという事實に對しては、まことに遺憾にたえないのでございまして、これはひとり税務關係の官吏ばかりではございせんけれども、特に税務のごとき重大な任務にある者がかようなことをやつたといふことは、まことに遺憾にたえない次第でございます。これについては必ず適當の措置をとるといふ決心でございます。

——

官公勞の労働争議に関する緊急質問
(尾崎末吉君外四名提出)

○副議長(田中萬逸君) 官公勞の労働争議に関する緊急質問を許可いたします。尾崎末吉君。

〔尾崎末吉君登壇〕

○尾崎末吉君 私は、ここに民主自由黨を代表いたしました。現在行われておる全官公廳の労働争議に關しまして、眞心からなる質問をなすのであります。

難局を匡救する途は、実に國民の希望してやまざる政治の混迷を打開することから始まるべきであります。政治の混迷を打開するに最も大切なことは、政治が國民の大多数に了解せられ、納得のいく態勢と手段とによらねばならぬことは申すまでもありません。混迷と恐怖の中にある労働争議、労働問題の解決も、また政府がこれらの問題に關していかなる対策を有するか、いかなる誠意を有するかを明らかにして、これに對し國民の多数が了解し納得し、労働者の多数もまたこれを正しく理解納得することによつて労働者の行くべき道を明らかにし、もつて混迷を除去することにかかつておるとはもちろんであります。

昨年七月、片山内閣が不完全なる物價体系を定めたことと、その後の生産と経済との施策が安当でなく、また施策の遂行にあつたての英断を欠いたこと等がそのおもなる原因となつて、インフレーションを極度に助長し、當時定められた官公吏の千八百円のベースによる生活は、十一月に至れば赤字から黒字に變るとしばしば政府によつて声明せられたにもかかわらず、結果はその正反對となつて、ひとり官公吏の生活がインフレーションに脅かされるに至つたのみでなく、実に一般國民生活もまた極度の不安に襲われるに至つておることは御承知の通りであります。しかるに、このたび成立をいたしましたし

た芦田内閣は、この根本を解決することとが第一の急務であるにもかかわらず、これに關する何らの具体策を示さず、誠意と英断をもまた疑われるところから、全官公廳の争議は日とともに激烈となり、從來かつて見なかつた電信・電話・郵便の不通、官廳事務の滞りとなり、治安上の不安さへも來し、國民生活に重大なる影響を生じて、國民は今まさに恐怖におのいておるとは、まことに痛心にたえない次第であります。

かねて全官公廳は、最低賃金制の確立と、生活補給金の支給と、団体協約との要求を續けてきたのであるが、これに對し中労委は、生活補給金については二・八ヶ月分を支給すること、最低賃金制については、國家財政の現状に鑑み、政府、労組並びに中立の各代表をもつて臨時給與委員会を構成し、これによつて決定したいとの内容の調停案をつくり、初めに全通にこれを提示し、ついで國鉄に提示したのであります。その後二・八ヶ月分の補給金の支給は終つたのであるが、今春設置された臨時給與委員会に對しては、國鉄が参加したのみで、他の組合はあくまでも最低賃金制の確立を主張して不参加を表明したのであるが、その後労働組合代表として國鉄のみを加えた臨時給與委員会は、検討を重ねた結果、新給與は二千九百二十円水準案を決定して政府に答申したので、政府は

同案を承認しまして、各労組に對しこの案をのむようにと要請をいたしましたことは御承知の通りであります。

しかるに、國鉄は正式にこれを受諾いたしたが、全通を初め全官、全財等においては、最低賃金制を標榜しながら、さらに天引二割五分の行政整理反對と労働法規改正反對のスローガンを高く掲げて、活発なる反對運動を展開し始めたのである。かくして全通は、二月二十五日大阪中央郵便局の二十四時間ストライキを契機として、三月一日から各地方ごとに短時間のストを開始し、漸次二齊ストに移り、全国的に波状ストライキの形態をとるに至つておるのであります。さらに、きよう二

十七日の新聞の報ずるところによれば、二十九日以降、全通四十万をあげて全國一齊ストを含む決定的闘争を展開することとなり、二十九日には信越地区以東六地区、三十日には中部以西六地区と、東西二分して二十四時間ストを敢行し、三十一日には全國一齊ストを展開するという戦慄すべき状態をつくつておるのであります。

全官では、二月二十八日宮城前の廣場における要求貫徹大会以來、一齊定時退廳、局別の一齊賜暇ストを行い、全農林の最強硬を初め、大藏、商工、文部、會計検査院、物價廳にこれが拡大をみておるのである。また全財も三月六日に激然たる宣言を發し、十五日に全國一齊に賜暇ストを実行したのを初

め、その後も盛んにこれを行つておるのである。日本教員組合は、三月六日から三日間開かれた京都における全國大会で生活補給金二ヶ月分の要求を決定したが、早くも大阪では、三月十二日学校完全閉鎖が五十校に達し、授業停止が四百校に達するという実情であります。かくて三月十八日以來数次の団体交渉において、二千九百二十円賃金を中心として政府と全官公廳との押問答のまゝ、争議のみが以上述べたごとく熾烈をきわめるに至つておるのであります。

この経過の跡を顧みると、政府にも重大なる責任があり、官公廳側にも大いに反省すべき点があると思ふのであります。すなわち政府は、その誠意を盡すことをあえてせず、二千九百二十円中ます二千五百円を給與するにあつたのは、この案をのんだ組合に對してはただちに支給し、受諾しない組合に對しては支給せずとの態度をとり、われわれが國會において妥當なりとして協賛せる予算をもつて、あたかも恩義をかさにしたる反對給與なるがごとき感を強く與えておることであり、全官公廳の將來に關して具体策を示さざることであり、また誠意を開いて國家の現状を全官公廳と國民とに示さざることでもあります。

官公廳側において嚴肅に反省すべき点は、一体公共性の事業は國民の日常生活と須臾も離れることのでき得ざる

ところのものであり、政府を相手とする觀念は、強欲な資本家を相手とするという觀念とは異らねばならぬということである。すなわち國民に從属的の關係にあるのが政府であるがゆえに、政府を相手の争議は國民を相手の争議なのであります。賃金や給與等の要求が貫徹した場合、これが負担は國民がいたすのであるということを強く銘記せなければならぬということであり、かかる重要關係にある公共事業において、いとも簡単に最後の宝刀たる争議権の行使などを行つてよいかどうかといふことを反省すべきであると思ふのであります。

さらにまたアメリカは、日本の経済をなるべく早く自立せしめようとしてあらゆる援助を計画し、また日本國民のために、食糧の輸入等にもあらゆる努力を盡されておるその実情の中において、みずから國民相協力して起ち上るといふ態勢を放棄することが温情に報いることであるかどうか、日本再建のためであるか否かを反省すべきであると確信をいたすものであります。

ここに私は項目を挙げて、芦田首相その他關係關係の明決にして誠意ある答弁を求めるのであります。

一、争議の対策及び今後の処置として、現業員と非現業員、すなわち現場労働者と事務労働者とを明確に區別してこれに善処すべきであると思ふが、政府にその用意ありや否やということがそれでありま

二、賃金の給與は現行と非現行とに区分し、その階級に依つて適正賃金とすべきであると思ふか。

三、非現行官吏の争議において、労働法第三十八條に違反があるかないかを知つておるか。この件に關していかなる処置をとらんとするかというのであります。

四、全通はひとり民間及び官公廳の電話を止めたのみではなく、新聞、通信等もこれを止め、また警察電話をも止めたと言われてゐるのであるが、事實かどうか。もし事實なりとすれば、國家治安の上に大問題と思ふが、これに對しいかなる処置を講じたか、また講ぜんとするの否か。

五、芦田首相は、ドレーパー・アメリカ陸軍大官との会見において、わが國千算の均衡化に關し、最近の納税成績をきめて好調であるとし、今後の努力を約束したと傳へられてゐるのであるが、現在の争議における非現行員のドレーパー役を勤めておると言われる金財の賜贈争議によつて、徴税事務が全體的に滞り、財政の前途に一大不安を抱かしてゐると思ふが、ドレーパー大官との話はいかなる根拠に基いてこれをなされたか。

六、政府はこの重大なる争議をみづから解決できぬとすれば、その経過と真相と無力とを率直に発表して、その解決を國民代表の機關たる國會に相談すべきであると思ふが、その覚悟があるかどうか。(拍手)

七、さらに進んで、芦田内閣は組閣早々ではあるが、政治を混乱に陥れ、労働争議及び労働問題の解決に具体策なく、わが國再建のための最も重大なる労働力結集の自信なく、愛すべき官公勞をして混乱に陥れたるの責を強く反省すべきことを重ねてここに強調いたし、これに對するところの所信を伺ふんとするものであります。

以上、私の質問を終ることとしたしますが、これに關しまして芦田首相並びに關係大臣は、率直に眞心を開いて答弁あらんことを切望いたしますのであります。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 安平鹿一君。
〔安平鹿一君登壇〕

○安中鹿一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、今回行われております全通を中心とする争議について、二、三労働大臣に質問したいと思ふのであります。

わが國の再建なるかならぬか、これはかつて生産復興にあるにはかならないのであります。従いまして生産復興の政策のいかにあると云うも過言ではないのでございます。殊にアメリカの救援資金の導入、またはクレジットの設定等アメリカの好意ある占領政策にたよるためには、いやが應でも生産復興が重大な要件となつておると

言わざるを得ないのであります。この意味におきまして、現在起きております全通を中心とする官公廳の争議の成行きはきわめて重大なものがあり、特に昨日以來東京の都電は止まり、通信關係の事務は停止してあります。このことは國民のひとしく遺憾とするところであるのでありますけれども、しかしながら、こうした遺憾な点が單に労働者の罪ばかりであると断ずることはでき得ないのであります。

今回の全通を中心とするストライキの原因は、二千九百二十円の新給與の問題が中心となつておるのでございます。むしろ私は、新給與の二千九百二十円が、この物價高の時代におきまして満足すべき給與であるとは考へておりません。私も今日の物價高におきまして、ある方面に言われておりますように、十八歳の青年が二千四百カリを基準として八十五グラムの蛋白質をとれる一日の最低生活費と、この一日當りの必要量に六五%を加えたものを計算して最低賃金として要求する、むしろこの要求が現在のわが國の經濟狀態からして許されるものならば、私もまことに結構なことであると思ふのであります。しかしながらわが國の現状は、カロリーの給與の中心でありまするところの主食の米、これがかりに供出が完了されたといつたとしても、なお輸入にまたなければならぬのであります。さらに蛋白質の給與は、

魚におきましても戦前の四割に低下し、大豆はほとんど今日はいつておらない狀態であるのであります。すなわち今日のわが國の經濟狀態は、決して正常なる狀態であるとはいひ得ないのでございます。このように一面物價高にあえぐ労働者の無理からぬ要求があり、一面また敗戦國という冷厳なる事實に目をおおるわけにはまいらないのであります。

かつて東京帝大の教授有澤氏は、今日日本は、今後二十ヶ月以内にインフレーションを終絶せしめることなしには、悪性インフレーションを免れないであらう、インフレーションの條件をつくり出すためには、生産を戦前の六〇%に引上げなければならぬ、そのためには労働者が生産復興の指導権を握り、現実を増産しなければならぬ、い、外資も導入しなければならぬ、これは自明の理である、かように言うておるのであります。まことにその通りであるのでございます。従つてわが党は、一面闘争、一面建設の労働政策を建前としておるのでございます。かつての自由党内閣当時、しかも吉田総理大臣は、勸業大衆に向つて不遇のやからと放言したのでございます。しかしながらわが党の労働政策は、決してさうな、労働階級を見下すような政策はとらないといふことをここに明らかにいたしておきたいと思ふのであります。

そこで私は、二、三の質問を項目的に申し上げたいのであります。

第一に、國鉄従業員諸君は、いわゆる二千九百二十円の政府案を受諾いたしました。そうしてストライキには參加いたしておりません。このことは國民に安心感を与え、國鉄労働組に對して國民的信頼を高めておるのでございます。ところが一方におきまして、國鉄と同様な立場に置かれております全通を中心とする官公廳の労働者諸君は、新給與の問題でストにはいつておるのでございますが、私はこの点に對しまして、もう少し政府が親切に、これら労働者階級に納得のいく何かの処置が講ぜられるならば、円満な解決に至るのではないかと、かように考へておるのであります。聞くところによりますると、通信従業員組合の下部大衆の間には、二千九百二十円の給與が十分に徹底しておらないといふのでございます。たとへば下部組織の労働大衆は、今回とられた二千九百二十円の給與水準は民間工業労働者の賃金水準であるが、これを誤つて、その金額に六・六時間、これは官廳労働者の勤務時間でございますが、これを掛けたものが現給與として支給されるのだというやうな、これは意識的のデマではないと存じますけれども、こゝういふ点が下部組織の労働者大衆に徹底しておらないために、今日のいまわしい争議形態とならざるを得ないことになつ

たのではないかと考えておるのであります。この点について、政府は各組合員大衆に徹底せしめるように、今日の日本の立場、経済危機の現状等を十分知らしめるような処置が講ぜられなければならぬ、かように考えておりますが、この点についていかに考えるか。

第二には、政府は速やかに全官公職の労働組合の団体交渉権を認め、労働条件の改善をはかるために、勤労所得税の減免あるいは賃金水準の改訂によつた新給與を、団体交渉で速やかに話し合ひを進める御意思があるかどうか。

第三に、全通を中心とした今回の争議の現段階は、最後の段階にきておると思われのであります。政府は二千九百二十円のうち、賃額四百二十円の支給方法において、給與規定の法律のわく内で運営しようとしておるし、労働組は賃額四百二十円の支拂いは千八百円ベースのふくらましの形で支給せよと要求しておるのであります。これが今日の最後の段階的な焦点になつておるということは見逃せないのがあります。そこで、この焦点になる四百二十円の問題は、言葉をかえて申し上げますならば、これは最低賃金水準に決定するかどうか、こういうことになつてございしますが、むしろ今日の最低賃金制の確立については、労働組合並びに労働者大衆は最も望むことであるのでありますけれども、今日のわが

國の現状からすれば、まことに至難な点があると考えてるのでございすけれども、この点、労働大臣は最低賃金制を設定する御意思があるかどうか。以上の三項目の点をお伺いいたしまして、最後といたしまして私は、政府は今日の日本の置かれておる重大な時局に鑑みまして、速やかに本争議の円満なる解決をいたされんことを希望いたします。私の緊急質問にかえる次第であります。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 山下春江君。○山下春江君登壇。○山下春江君 私は、民主党を代表いたしまして、官公労働争議に關し労働大臣並びに総理大臣に御質問いたしたいと存じます。

すでに各党代表から述べられました通り、現下の労働争議をこのまゝに打捨てておきますことは、國民の迷惑は從來にその比を見ないほど深刻となり、國の秩序は根底から崩壊することになるのでありますから、立法院といひましては、断じてこれを黙過することとはできないのであります。(拍手)

今回のストライキは、たゞくドレーパー視察團が來訪されました、わが國の經濟復興を援助する好意的な計画が発表されておる最中でありましただけに、対外的に與えました悪影響も、この際われ／＼日本國民といたしましてはまじめに反省しなければならぬことと考えるのであります。私は加藤労働大臣に對し、ごく端的に次の点をお尋ねいたしたいと考へます。

第一の点は、今回の争議行爲に對し、政府は積極的な收拾方策をおとりになつたかどうかということであり、政府の態度を見ております。と、たび／＼聲明を發したり、苦米地官房長官が放逐などを行われたようであり、しかし、それで十分であつたでありましか。私は、政府がこの際進んで労働組合の中に飛びこみ、全官公職労働組合の要求する具体的條項について一々労働大衆の納得のいくやうに説明し、もし労働組合側の要求において現下の國情と經濟的狀況に合致いたしませんものがあつたといひましたれば、その非を徹底的に糾明して、争議態勢を解くべきことを強力に主張すべきであると考えてるのであります。

(拍手)労働組合側の要求にして、眞に労働者の最低生活を獲得するためのやむを得ざる要求であるといひますれば、現下の客觀情勢に合致した観点から、いさぎよくこれを容れてやるべきだと考へるのであります。(拍手)しかしながら、私の見るところによりますれば、労働組合側の要求する最低賃金制の要求は、理論的にも實際的にもこれる認めることが困難であると考へるのであります。

つておられます以上は、ここに勢を新たにせられまして、事態を收拾するために全力を傾けねばなりません。労働争議の指導者としての體驗を活かされるのは結構であります、その尊い體驗からして、今の労働争議がやがて内部から破壊し、これが頭打ちするであらうというやうな安易な期待をおもちになつて、荏苒日を過しておるといひましたならば、收拾の方法は別といたしまして、現下の公共事業の行政能率、生産復興に及ぼします影響からいひまして、私は断じて過ちであると考えてるのであります。この点に關し、労働大臣は明快な所信を陳陳されたいと考へるのであります。

第二点は、総理大臣にお伺いいたしたいのであります。一昨年以來、労働争議は主として官公吏を初め公共事業に多く発生いたしたのであります、このことは先般も社会党、民主党の代表質問に指摘されておつた通りであります。今回もまた主として官公吏を中心とした争議であります。民間における争議は、小規模なものが多く、大規模にこれが発展した例は少いのであります。電気産業労働組合の争議も、さいわいにして電産の指導者がよき政治力を發揮いたしましたために中止を見ましたことは、まことに喜ぶべき現象でございす。このような傾向の中にありとして、官公職のストライキのみが猛威を揮つておるのであります。政府

また全官公労働組合のストライキのごとき國營事業の争議は、ひとり政府のみでなく、國會も重大な關係をもつておるのであります、常に争議がこのような段階にはいつて初めて國會が眞剣に取上げるといふのであつてはならないと考へるのであります。私はこの際、むしろ争議の原因である官公職員の給與に關しましては、平素から國會の代表をも加えた給與審議會を常設して、問題の根本的解決に當る必要を痛感するのであります、政府はこれに對していかやうにお考へてございしますか。今回の争議は、その底を流れるものに依然として共產フラクションの活動があります。山ね争議以來、一部の労働組合には、なお少數の極端な分子が、大衆の日常生活を好餌として、經濟闘争に名をかり、執拗な破壊戰術に出ておりますことは遺憾の極みであります。今回の争議は、ひとり通信交通を杜絶して國民生活を破壊するばかりでなく、國家治安の維持にも支障を來しはせぬかと人心不安の色を濃くするものでありますから、政府はこの際断固たる決意と方針のもとに一日も早く事態を收拾すべきことを要望いたしまして、私の質問を終る次第でございす。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 河野金昇君。

〔河野金昇君登壇〕

○河野金昇君 國民が窮乏に耐えながら祖國再建に邁進しつつある際、全通を初め全官公労組のごとき、公共的機関であり、公益事業的性格をもつものが、率先してストにはいつた今回の事態に對しましては、政府も労働組合もともに責任を負わなければならぬと思うのであります。政府には強く反省を要求するとともに、組合にも國民の名においてその聲を強く戒めたいと思うのであります。（「内容を言え」と呼ぶ者あり）あとで言ふ。

政府は、インフレ下に全官公職員の給与が民間に比し著しく安く、生活困窮の事態を率直に認めなければならぬと思ひます。そこで政府は、その対策としては、賃金と物價の不安定な現状においては、職場配給等の実施によつて実質賃金の確保をはからなければならぬと思ひます。二千九百二十円の新給與を支持すると、中央官廳だけでも約一年一千億の人員費を必要とするのであります。國民の担税能力にとらみ合せて、この際どうしても行政整理を断行して、過剰人員を他の生産的事業へ振り向けて、最少の人員で最高の能率を上げしめ、その代りまじめに働く者には、安んじて生活できるだけの優遇をしなければならぬと思ひるのであります。

一方組合を甘やかすことなく、日本民主化の基盤として労働組合の健全な

発達を助長することはもちろん必要であるが、祖國の再建を思はず、單なる混亂のための混亂を引起すがごとき戦術的ストに對しては、断固強硬な態度を持すべきでありまして、不当な爭議行為に對しては、その責任を追究し得るがごとき労働法四十條の改正くらいは、この際なすべきであると思ひます。（「そんなばかなことを言うな」と呼ぶ者あり）しかるに加藤労働大臣は、労働関係法規を一切改正せよと言明するがごときは、加藤氏個人の立場としてお察しいたしますが、かかる加藤氏の組合迎合的態度は、眞に組合の健全な発達をもたらすものではないと思ひるのであります。この際加藤氏のあらためての答弁を求めたいと思ひるのであります。

現業官廳以外のストライキは許してないはずであります。しかるに一斉賜暇の名のもとに、各省とも実質上のストライキを行つたのであります。（「賜暇をとるのは權利だ」と呼ぶ者あり）加藤氏のひざもととの労働省では、昨日のごときは、門に組合員が張番をして、人のはいるのを阻止しておつたのであります。この事実を加藤氏は知つておられるかどうか。知つておるとしたならば、これに對していかなる態度をもつてお臨みになるか、この際はつきり承りたいと思ひるのであります。

ストは最後の手段として万やむを得ないことを國民が納得してこそ、その不便や迷惑を忍び、その行使を肯定するものであります。従つて組合は容易にその權利を行使してはならないと思ひますが、日本ではストライキを簡単にやり過ぎるのであります。この点に關しては、組合の指導者並びに徳田球一君なんかの嚴正なる反省を求めたいと思ひるのであります。（拍手）今回の場合にも、新給與委員會には國鉄労働組合以外は代表を送らなかつたのであります。代表を送らずにおいて、委員會で決定したことに文句をつけるがごとき態度は、男性的態度ではないと思ひます。委員會に出て、堂々と組合の主張を陳列して闘うことこそ、眞に民主主義的な行き方であると思ひます。總じて組合のやり方は、正々堂々の男性的なやり方ではなく、女性的なヒステリーのやり方であることは、組合のため惜しむのである。

敗戦國家として、國民のだれ一人として自分の思ふような経済的要求の貫徹のできないのは、敗戦國の経済であります。組合員諸君は、組合員であると同時に國民の一人であることを自覺して、組合の要求と日本全体の財政経済とを調和せしめることを眞に祖國を愛する者の態度であるといわなければなりません。しかもスト行為自体がインフレを高進し、ますます生活の困窮を來し、日本再建の障害となると同時に組合自体の自殺的行爲であることをご存知なければならぬのであります。結局このたびの問題は、二千九百二十円の新給與中二千五百円の支給に對しては、政府も組合も了解がついておるのであります。ただあとの四百二十円に附率給を加味することに對して意見が一致せず、これをのむとかのまないとかいうのが今度の争ひの焦点であるように思ひます。これだけのこと政府も労働組合も解決できず、全通信が止つたり、交通が止つたり、全官公の役所が仕事を停止したりする現状を、一体國民は何とながめておるではありませんか。この徳野原からの日本再建の困難な前途を思うとき、政府も政府なら組合も組合だといわなければならぬのであります。（拍手）

農民は、労働者諸君、官吏諸君、消費者諸君のことを考へて、相当過重な供出も完成してくれた。その農民に供出代金以上の所得税の更正決定をしたのである。農民の思想を悪くするものがあるとするならば、それは政府と労働組合であることを自覺しなければならぬのであります。國民は、今回の新給與の問題がなぜ解決できずにストにはいつたか、納得がいかなないのであります。両者とも面目論にとらわれず、誠意を披瀝して、ともに日本再建のために話し合えば、解決できないはずはないのである。これから夜を徹してでも解決してもらいたいというのが、國民の偽らざる声であらうと思ひのであります。この際この問題をいかに処理するか、あらためて加藤労働大臣の誠意ある所信をお伺いすると同時に、加藤氏だけではもの足りないから、總理大臣のこのストに對するところの率直なる所信をお伺いしたいと思ひるのであります。（拍手）總理大臣がおられるにやうでありますから、このストの問題は官房長官の責任でもありまするがゆえに、加藤氏一人に任せず、苦米地官房長官の責任ある御答弁を要求したいと思ひるのであります。（拍手）

○議長（松岡駒吉君） 徳田球一君

〔徳田球一君登壇〕

○徳田球一君 現在行われている官公職員のストライキというものは、世間でいわれておる通りに、最低賃金の問題であるとか、労働組合法改訂反對の問題であるとかではない、二千九百二十円を即刻くれるかくれぬかという問題である。ここでは法律によつて二千九百二十円をくれるというのをきめ、予算を決定したではないか。決定したならば即刻やるべきだ。そういうことに對して、政府がこれをするに條件をつけて、策謀をして、労働組合を分裂せしめ、労働者の勢力を弾圧しようとする、その腹黒い魂胆こそ、眞にはなほだしい暴政であるといわざるを得ない。

事実二千九百円に対しては、加藤大臣もこれでは食えないということに認め、また社会党の代表演説者の安平君もこれを認めておるのである。二千九百円で食えなければ、これだけでも即時拂うのがあたりまえぢやないか。

【副議長退席、議長着席】

千八百円をふくらまして拂うのはあたりまえぢやないか。食えないようにしておいて、ストライキをするな／＼と、どこにそういう途がある。民主党だの何だのが、こういうことに對して共産党が策動しておるとかなんとか、そういうことがそも／＼ばからしい話なのである。何か自分の困難が生ずると、すぐ共産党が策動しておると、策動しておるといふ。何というばかな話だ。自分の責任を感じてやれ。食えないようなものをくれておりながら、ストライキをするなど言つてもだめぢやないか。食えなければストライキをやるのはあたりまえです。憲法にちやんと書いてある。食わせるようにするとちやんと書いてある。憲法違反に對してはストライキをやる権利があるといふことは、労働者の最も大きな権利である。その権利を行使するに何で悪い。そういうことに對して、國民の利益だとか何とか言うけれども、國民自身が國民自身に権利をちやんと指定してある。この権利を行使するに何のやましいところがある。〔義務を果せ〕

と呼ぶ者あり。義務を果せ、義務を果せ——ちやんと果しておるぢやないか。そういうわけのわからぬことを言つちやだめである。

さてこの二千九百二十円であるが、一体二千九百二十円で食えないといふことを言つておるけれども、どのくらいの程度であるかといふことを一人も言わぬ。加藤君、一体どうなんだ。これくらいでどのくらい食えるのだ。事実これだけでは十日間食えばまあ／＼普通だ。よつほど詰めても十五日は食えない。半分には達しない。そういう大事なことを忘れて、こういうことを言うに至つては、実に憤懣にたえない次第だ。事実千八百円ベースを七月にきめたときと現在の物價の騰貴を算定すれば、一般的にいってこの二千九百二十円というのは、實質的に千八百円よりも一八％下つておるのである。これが非現業者の方々の生活においては、これに差をつけられたために、実に二七・五％實質的に下つておるのである。

今この算定につきましては、今井給與局長がさま／＼のインチキをやつておるが、この算定をするインチキのもとには、一般労働者の賃金と二千九百二十円の賃金とが大体平衡が保てると言ひのだけれども、その基礎的な條件を探してみれば、一般労働者の中に、多くの紡績労働者、その他單獨で扶養義務をもたない多くの労働者が、

非常な低賃金で働いていることを勘定に入れてない。さらに一般民間の労働者諸君は、官廳職員諸君と違つて、みんな現物給與をもらつておる。この現物給與やいろ／＼の手当のことはちつとも勘定に入れておらぬ。諸君も知られる通り、ビール会社の工場に行つてみる。ここではストライキは一つも起らぬ。賃金は非常に安いけれども、ストライキは起らぬ。なぜなら、ビールをちやんと一ヶ月三ダース以上もらひから、これをやみで賣れば莫大なるものになる。こういう現狀を今井君はちつとも知つておらぬ。われ／＼労働運動をやつておる者は、その内情をよく知つておる。そういうことを知らずに形式的のことをやるから、こういう破綻を生ずるのだ。

事実、差別その他の進歩的労働組合傘下にいる非現業の事務員諸君は一体どれくらい平均とつておる。これは五千二百円以上平均とつておる。これに比較すれば、二千九百二十円で、非現業はこの率を落されるために半分以下になるのである。實際どういふ状態において、だれがストライキを起さずして黙つておるだらう。ストライキを起さないのがおかしいくらい。起すのはあたりまえだ。こんなことをしておると、年百年中ストライキだ。電産は幹部が政治的な手腕を發揮してやめたというが、そりではないのだ。電産は平均五千三百何十円もらつておる。大体二千九百二

十円の二倍もらつておる。二倍もらつておるからやめた。それでもまだ不満だ。まだこれは大きな危険をはらんでおる。こういうことを知らずに、君らは單に政治的な手腕だといふから、わからなくなるのだ。(笑聲)

さらにこれの不当なことは、大體國鉄と專賣局に對しては——特に國鉄であります。これに對してはすでに拂つてゐるのに、なぜその他の人々に拂わぬ。少くとも二千五百円だけは拂うべきだ。即時拂うべきだ。因縁をつけるべきではない。そうぢやなければ、だれだつてストライキをやめられぬ。これを拂ひさえすればストライキがやまるのに、なぜこれを拂わぬ。現に労働組合の諸君は讓歩に讓歩を續けてきたけれども、政府がこれに對して讓歩せぬ。あくまでも労働組合を破壊し、あくまでも労働組合を拘束して、この條件附でやろうとするから、よろしい、もう讓歩をはねとばして、かえつてどん／＼闘おうといふことになつたのだ。こういうやり方をするから悪い。だからして、結局これは千八百円をふくらましての二千九百二十円を拂へばすぐに収まることだ。労働組合を彈圧しようとか、分裂させようとか、こういう腹黒い根性がなければ、すぐにでもやむ。なぜそれをやらぬ。

や、みな八倍の値上げをしたぢやないか。總理大臣は二万五千円、その他一万八千円、ぞろ／＼八倍に増大した。一方この非現業の方々はどうか。わづかに三〇％の増給しかできない。いかにこの職階制を入れていることが不当であるか、よくわかりであらう。この職階制をたきこんで、そうして上に厚く下に軽くする。これに對して労働者諸君は抗議しておるのである。どうです、大臣諸君は特別配給でうんと太つておる。大臣が榮養失調で死んだというためしはちつとも聞かぬ。しかるに非現業の職員は、榮養失調で死んでいる事實はたくさんある。〔お前はどうかだ〕と呼ぶ者あり。おれは榮養失調どころか、こんなに太つておる。そんなよけいな心配をすることはない。

しかも大臣諸君が太つておるところの原因は、特別配給を受けておる。總理官邸に向つては、生きた魚が十貫目行つておるといふではないか。東京都から送つておるといふではないか。そういう順にみな大きな特別配給を食つてば／＼／＼しているから、人の苦勞を知らない。〔うそを言うな〕と呼ぶ者あり。うそであるものか、ちやんと東京都の食糧當面から發表しておる。ちやんと朝日新聞に載せておる。〔証拠があるか〕と呼ぶ者あり。なに、証拠ならいつでも持つてくる。そういうふうな状態だ。証拠を出せ」と呼ぶ者あり。

り、朝日新聞に載っているから、ちやんと証拠を持つてくる。よし、ひとつやるならやつて見る。証拠はいつでも持つてくる。

そういうふうな状態では、實際これは労働者諸君を弾圧し、労働者諸君を奴隷化し、そして労働組合を骨抜きにしよという政策をこの際に行おうとする最も憎むべき魂胆があると言わざるを得ないのである。政府はこれを捨て、即時にこの問題を解決するために、次の要件を認められることを主張するのである。これに対して政府の明快なる回答を望むものである。

第一に、二千九百二十円は千八百円の水準のふくれ上りの形である。すなわちこれだけの、上つただけのパーセントを付けて、今の給料に六三%をかけて、即時支拂うということをやつてもらいたい。これができるや否や。そうすれば労働組合のストライキは即時やむのである。〔農産物はどうする〕と呼ぶ者あり、農産物の問題はこれから触れる。(笑聲)

第二は、政府は現在の不足額を考慮に入れて、現在實際上賃金は不足しておる。これは加藤大臣の認められるところである。東京において各労働組合の主張しておるのは、七千八百円の要求である。事實それくらい要求するのはあたりまえだ。この七千八百円の要求を十分考慮に入れて、後の団体交渉に應ぜられる意思ありや否や。(金

はどこから出すんだいと呼ぶ者あり)金は大資本家からとればいくらもある。現在脱税しているだけでも五千億はある。(どうやつてとる)と呼ぶ者あり)それはその銀行の預金を押えればいつでもとれる。君らはとうとうする意思がないからだ。わが共産党はとる意思があるから即時とつてみせる。できなければ共産党に政府を渡せ。(笑聲)

第三には、新給與は政府と全官公廳労働代表との共同出席するところの団体交渉によつて協議決定する必要がある。ぜひ同数で民主的の団体交渉をしてもらなければならぬ。これを實際やられるかどうか。

第四は、組合に反対して、組合に対してこれまで行つたところの弾圧、これを絶対に將來しないということが大事である。現在におきましても、全財の争議に対して、その他全通の争議に対して、すでに政府は弾圧的態度をとつておる。輕犯罪の取締りの問題に労働者は非常に関心をもち、これに絶対反対しつづける事實は、現にこれと同様な弾圧を労働組合に対して行つておるからである。

これを社会運動に行わぬ、労働組合運動に対してはこの取締法は適用しないとか加藤大臣は言うておる。しかし、そう言うてみたところで、今のようない官公廳では必ずやるんだ。なぜなら、かつては暴行取締法というのがあつた。現在も生きているが……。これはファシストに對し、テロリストに對する取締りだという口実でできたけれども、今これを労働組合運動に事實適用してはどうか。またかつての警察犯取締規則であつても、すべて労働組合運動を目的としていないのにかかわらず、事實これをやつて労働組合運動を弾圧したではないか。これは諸君のよく知られる通り、殊に加藤君は身をもつて知られておる通りだ。それゆゑに、今後輕犯罪法にはもちろんわれわれは反対する。これは踏みつぶさねばならぬ。

労働組合に対しては、絶対弾圧しないことを誓わねばならない。彈圧すればするほど労働組合はいよいよますます常軌を逸せざるを得ないのだ。彈圧するから常軌を逸することをやる。彈圧しなければ正々堂々と運動をやする。(彈圧してないじゃないか)と呼ぶ者あり)君らがそんなことを言つたつてだめだ。生きるか死ぬかの境に立つてば、いかなる彈圧をもつても運動を抑えることはできないのだ。しかも現在とつておるところの労働組合諸君のやり方は、すべて合法的にやつておるのである。断じて違法ではない。それを認めねばならぬ。(時間が來た、時間が來た)と呼ぶ者あり)

よけいなことを言うな。そうして、むしろ今回の争議において犠牲を出さないようにすることが必要であつた。現在も生きているが……。これは再びもめるのである。それは政府の責任であつて、断じて労働者の責任ではないから、犠牲を出さないことが必要である。

第五に、政府が給與を差別して支給したことは組合に対する分裂工作であることを認め、今後こつくり企圖のないように処理しなければならぬ。

○議長(松岡駒吉君) 徳田君、結論を急いでください。

○徳田球一君(續) 今のこれが結論である。これを今要求しておるのである。

第六、争議を行つたことを理由として組合員に對していかなる不利益をも與えない。これを確約しなければならぬ。そうしないと、これは労働組合法違反であり、同時に不満足の状態が解決するところの争議であるのだから、こつくりことをやればたちまち再燃せざるを得ないのだ。従つて政府としては、労働組合が争議を行つたということとを理由として、組合員にいかなる不利益も與えないようにしてもらわねばならない。

以上の諸條件が誠意をもつて実施せられるときは、組合は即時争議行為をやめるといふ申出をしておるのであるから、即時この六つの條件を容れて、この争議が収まるように政府は努力せられんことを望むものである。この点に對し加藤君並びに若米地官房長官の答弁を待つものである。

最後に一言申したいのであります。が、全財のストライキが納税に非常な障害を來しておる云々というのを言うておる。しかし、そうではない。全財が争議をやろうがやるまいが、現在の課税の仕方は実に犯罪的だ。これは税法に違反しておる。天降りに税を課するといふ法はない。税法によれば、各個人々々を審査することになつておる。ところがそうではなくて、あらかじめ一反歩当りいくら、何がいくらあるか。どこの税務署はいくらとらなければいかぬといふことをちやんと財務局長から通達が出ておる。しかも税務署は、これに對してけたをはいておる。すべてさばを読んでやつておる。そういうことでは、とうてい正当なる課税と認めることはできない。正当なる課税でない限り憲法違反である。これは職權濫用である。犯罪である。しかもなお、この犯罪を政府は報奨その他をもつて要請しておる。納めなければどうする、あつする、監獄に入れる、罰金をとる、ああの、こつのと情儀しておる。また警察官を派して、この交渉に干渉しておる。

○議長(松岡駒吉君) 徳田君、結論を急いでください。

○徳田球一君(續) この犯罪的な課税をもつて、さらに國民に對して犠牲を

をしてとらうがごときに通つては、まさに強盗罪に当るものである。だからして、これは全財とは関係なしに、かかることに對して全人民が反對するの當然である。全農民が反對するのは當然である。かくのごとき状態を放置するならば、日本は、政府はすべて犯罪的なことをやり、全人民はこれに屈從せざるを得ないという奴隸國となるのである。どこに民主主義があるか。どこに新憲法ありや。人民が反對するのは當然ではないか。であるから、これは決して全官公廳の争議とは関係ないものである。この點に對して政府は明確なる御答弁あらんことを望むものである。

○國務大臣加藤勘十君答覆

生しつゝある官公廳労働組合の争議に對しまして、各党を代表されました皆さんが、それ／＼國民代表の立場において眞摯に御意見をお開陳になりましたことに對して、直接關係をもつ私といたしましては、きわめて謙虛に皆さんの御意見をお伺いいたしまして、もし皆さんの御意見の中において政府がとり得る御意見がありますれば、私は喜んで皆さんのお指図に従うという心持をもつておるのであります。そういう點から、本來でありますれば皆さんの御意見に對しまして一々お答えを申し上げたいのでありますが、多くは共通した点がございまして、共通の

點に對しては皆さんに同時にお答えすることにし、別個、個別的な御質問の要旨に對しては、それ／＼個別的にお答えを申し上げます。

第一に、皆さんの共通する御質問の御趣旨は、どうしてこういう争議が起つたか、これをいかにして解決しようとするかという點にありました。争議が起るに至つた原因經過につきましては、最初に尾崎君から詳しくお述べになりましたので、經過についてはまことにその通りでありまして、この點、何もものも附け加えるものがございませ

ん。その點は御了承を願います。さて、いかにして解決するか、この點であります。現在問題になつております焦点は、きわめて圧縮された形において集中されてきておるのであります。すなわち、最近數次の組合側との交渉によりまして、組合側におきましても政府の意のあるところを大分了承していただくことができて、現在のところ食い違つております點は、二千九百二十円の新給與のうち、先般御協賛を願いました法律に規定した暫定給與としての二千五百円の問題につきまして、すでに法律が定まつておるのであるから、これを組合側においてもかれこれ言おうと言ひのではありません。ただ残つた四百二十円、すなわち職種に地域等の操作をなし得る技術的な點において、組合側の主張としましては、これを二千五百円の場合に時

間差を設けたそれを過算して、具体的に申し上げますれば、十五割のものに該当する部分には十七割を、十七割に該当するもの部分に對しては十五割というように、結局二千九百二十円という新給與が千八百円をそのまゝふくらました形になるように支拂つてくれという點にあります。

これに對して政府側といたしましては、組合側のこうした御意見に對しても、これがすでに一月から三月までの間の問題であるからという理由もあります。また組合側がこの給與の決定には参加されなかつたという點から考へてみましても、私は一應はこの組合側の意見はそのまま理解することはできます。しかしながら、現在政府が置かれた立場は、何と申しましても、ただいま皆様が口を揃えてお述べになりました通り、日本の經濟復興、生産を再建するためには、どうしても現在の生活給一本の形では行けないので、ここに能率給が織りこまなければならないという、この點に立つて新給與が定められております關係から、しかもこのことは給與委員會の二回にわたる報告の前文に明確に規定してありまして、この報告書が作成されるまでに三回訂正が行われておるのであります。そうした關係から、この新給與体系、すなわち能率給を織りこむという形態は、今日においては動かすことのできないものになつておるのであります。

す。(拍手) そういう關係で、組合のお話がかつておるにもかかわらず、なおかつ結果においてはこの体系を崩すことができない。そこで政府といたしましては、これはこのまゝの形で、四百二十円の操作の面において、できるだけ組合側の希望に近いものが実現するように努力する、こういうふうに申し出てあつたのであります。この點に對しては組合側の御了承を得ることができないのであります。

さらに政府側といたしましては、後に徳田君の御質問の中にもございしたように、團體協約によつてこのことの話をもとめたい、こういう考えをもつておりまして、團體交渉の形としては、政府側から十名と組合側から十名と同数の委員を出して、こゝで十分に話し合ひをする。そしてこゝまゝい部分については、各省ごとに分科会を設けて具体的な技術的な点を協議いたしたい。それでもなおかつどうしても両者の意見がまとまらない場合には、中立をまじえた調停委員會を設けて、組合側が三名、政府側が三名、中立側——これは中労委會長の推薦により、しかも政府側も組合側も納得し得られる中立委員三名が参加して、こゝにおいて最終決定をしたい。こういうような具体的な交渉の方法まで申し述べたのであります。

争議戦術、争議行為を解くということにあるのであります。従つて、このことを組合側に申し入れたのであります。再三政府の言明に裏切られておるから、組合がほんとうに政府の処置を納得するといふことのためには、政府が具体的な態度を示されなければならぬ、政府の具体的な態度の方向に従つて順次争議行為と申しまするか、戦術と申しまするか、それをなくして平和の状態にもつていきたいという御意見でありました。

こうした組合側の申出も、私は過去の政府と組合との折衝の経験から、そうした政府の態度に疑問をおもちになることも一應やむをえないことは存じます。が、このたびは、私は職を賭して、責任をもつて言つたことを行いたい。(拍手) そうしてまた、私微力ではあります。が、私のこうした態度を全面的に支持するといふ大きな力もあるといふことをはつきり申し上げておきます。そうしたことから、私は誠心誠意、あくまでも現在の情勢を組合側の諸君に判断していただいて、御不満ではあるが、無理ではあるが、御それるが、その無理、御不満を何とかして今日の事態收拾のために御了承を願いたいという誠心誠意を披瀝して、私といたしましては、なし得る最大をなしてまいつたのであります。しかし結果におきましては、今申し述べ

まするような点において未だ意見まとまらず、争議は日に激しくなろうとしている状態にありますことは、きわめて残念でありますし、遺憾であります。

また私どもといたしましては、これに對してどのような態度をもつて臨むか、こういうことが残されておる次第であります。また来るべき一これは一月から三月までの問題でありますから、新年度において新事態に對処するためには、これに適應し得られるような方法において団体交渉を平和裡に行き、そうして実際に新事態に適應し得られるような態度方法をとりたい、こういうことも組合側に申し出ておる次第であります。しかもこのことについては、相当時間的にまで述べられてゐるような状態でもあります。しかし遺憾ながら、この点についてもなお組合側の御了承を得ることができないのであります。しかし私どもは、組合の代表者の諸君におかれましては、日本の労働運動の長い將來のことをお考えくだされば、私が今まで申し上げましたことは、おそらく組合の幹部の諸君も御了承を願つておるのではないかと考えるのであります。ただ残念なことに、は——残念なことには、それが十分に一般組合員諸君にまで徹底しない機みがあるという点であります。

〔発言する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願います。

○國務大臣(加藤勤子君) どうかお静かに願います。

尾崎君の御質問の要旨でありまする点に對して、それ／＼項目をわけてお答え申し上げます。

尾崎君の要旨は、争議對策において、また今後の処置において、現業と非現業とを區別して對策を講ずる必要があるが、その点どう思ふか、こういう御趣旨でありました。これは御趣旨の通り、当然現業と非現業とその職種に應じて具体的な對策が講じられなければならないのは言うまでもありません。しかし組合は、現業と非現業とにわかれてはいないのであります。従つて組合が交渉の相手である場合におきましては、当然組合は一本として、現業、非現業を問わず組合の統制下にありものとして、そういう前提の上に、組合に對する對策を講ずる具体的な給與その他の技術的な点については当然別個に考えられなければならないことはお説の通りであります。

第二は賃金体系の問題であります。これは、これまた、ただいま私の申し上げました通り、今日までの單純なる生活給一本ではどうしてもいけない。これは私個人としての意見といたしましても、どうしても能率給が加味された、能率給と生活給を合せて一本にした体系が立てられることを必要と考へるのであります。従つて、いわゆる

最低賃金制の制定に對しては、後に安平君の御質問の中にもありました、私は反對であります。それは後に安平君の場合に申し上げます。

それから、非現業の場合の争議と労働法三十八條との關係等についての御質問がありました、これは当然法律の明記するところに従つて行動いたしたいと存じます。

全通の争議行為の中に新聞、通信の切斷あるいは警察電話の切斷の問題があつたようであります、この点に對して、私はその技術的な内容を詳しく存じません。従つて、これは所管大臣から申し述べた方が適當であらうと存じます。

また全財争議と徴税關係、これも私の範圍外でありますから、徴税の実体はどういう影響があるかということが、大蔵大臣からお答えになることが適當だと思ひます。

さらに、國會に解決を委嘱する考えはあつたか、こういうお話でありました。もちろん國會は國家の最高權威であります。この國會の信任に基いて政府は組閣されております。國會が政府の処置に對して、もしその処置が適當ならざるものと考へになりました場合には、國會が政府の処置を彈劾されることも國會の當然の權利であります。従つて、國會が政府の行爲を批判されますことに對して、私は何も申しません。これは國會の完全な

自由な意思に基くものであります。が、現在政府といたしましては、國會の信任に基いてできております關係から、政府として今日の事態に處する態度といたしましては、今再び國會にその解決の方法を委嘱するという考へは、少くとも私はまだもつておりません。

それから、政治的混亂をどうするか、こういう御意見でありましたが、これはいろいろお示しになりました意見参照しつつ、政府は最善と信ずる方法を講じまして、一日も速かに事態が解決することにより、將來平和的に団体交渉が行われる途が開かれるならば、今日見ておるがごときこういう混亂した事態は明らかに解決されていくであらうと、こう考へます。どうぞ御了承願ひます。

それから安平君の点であります、これもまた要点はいくつかにわかれておりました。

その中心的なものとしたしましては、生産復興の指導性が労働者の手になければならぬ。こういう点が一つございましたが、もちろん、そのことは先般もこの議場で申し上げたと存じます。何と申しましたも、資金・資材を實際に動かして物を生産するのは労働者でありますゆゑに、労働者の生産性が高まるということが重大なる要素の一つであることは言うまでもありません。従つて、労働者諸君の生産性

の高揚をどうして求めるか、ここにいろいろな議論があると存じますが、それにはまず生活を保障しろ、生活が確立した後に働くという意見もありません。また私はこの場合においては、生産の確立は同時に物の増産でなければならぬ、物の増産は同時に労働者の生活の保障、安定でなければならぬ、向上でなければならぬという考へをもつておるのでありますから、この点については、私は今日の事態が明確にありのまま労働者諸君に理解されますならば、私どものこうした考へについて御協力を得られることがあると、かく信じてゐるものであります。

その次の重要な点は、國鉄が承諾しておるが、どうして國鉄と同じような状態にある全通が承諾しないのか、また政府は事態の真相を一般組合員に告げる方法において何か手落ちがありはしないか、こういう意味の御質問であつたと存じますが、なるほど國鉄の諸君がこれを了承されたことは、お言葉の通り、もとより満足して承諾されたのではないのであります。しかし、たとい満足であるとはいひながら、今日日本のおかれた事態を冷靜に客觀されまして御了承を得られたものと考えますから、われ／＼といたしましては、当然今後ともいかにして実質賃金の引上げになるような施設をすべきかという点については最善を講じたいと考へております。ただ全通の諸君

が同じような条件のもとにありながら、國鉄が承諾したのに、しないのはどういふわけか、こういう御説のようでありますが、この点はただ最低賃金制の賃金体系に対して全通側の諸君が強くこれを主張されるということと、それから最初給與委員会ができた当時における政府の措置があるいは誤つておつたのかもしれないが、ともかく参加されなかつたという点が、私は大きな理由をなしておるのではないかと考えます。しかししづれにしまして、全通の諸君に対しても、私どもとしては國鉄の諸君に対しても同様、あくまでも誠心誠意を盡して事態の真相を御了解していただくことに努めたいと考えております。

また組合員一般に対して問題の真相を徹底するに手落ちがあつたのではないかという御意見に對しましては、何と申しまして、組合が組合一本の姿において、組合の幹部が全組合員を代表されております関係から、組合の統制を重んずる立場からいつて、どうしても組合員の代表者を尊重しなければならぬのであります。こういう点から、組合代表をさしおいて、組合に對して政府が直接の宣傳をすることは避けるべきであるという考えのもとに、組合員の一般に對する直接の宣傳はこれをなすことをやらなかつたのであります。決してこれは手落ちもしくは怠慢ではなくして、むしろ組合の統制

力を尊重するがゆえにこそなさなかつたものであるということを御了解願いたいと思ひます。

山下春江さんの御質問の中で主たる点は、政府が今のような事態で靜觀しておるといふことは、やがて組合が内部から足並みが崩れてくるのではないかと、それを待ちうけておるといふ、そういう安易な考え方ではいけない、こういう御趣旨のようでありましたが、私どもは少くとも、私自身も、三十年に近い組合運動の経験から申しまして、そんな安易な考え方はみじんももつておりません。どういふ場合にどのような事態が発生するかということ、十分知り過ぎてゐるのであります。そういうことを知りつつも、なおかつ今日の場合において、われわれが靜觀という形をとらざるを得ない、そういう實際上の窮状にあるということも御了承を願ひたいと存じます。

河野金昇君の御質問の主要なる点は、行政整理をして過剰人員を他にまわすようなことを考えなければ、ほんとうに実質賃金の引上げも行えないのではないかと、こういう点もあつたように存じますが、実質賃金の引上げにやきましては、先般もこの席において申し上げました通り、何とかして官廳全従業員諸君に共通する福利施設などを十分に進行するようにして、そして実際には実質賃金の引上げとなる方向をとりたい。これにつきましては、今具體的

な構想をもつておりますから、もしこの問題が片づきました後には、そういうことも皆さんの前に明らかにして御批判を受けたいと、こう考えております。

それから労働省の昨日の賜暇休暇の場合に、問前において紛糾があつたという事実を知つておるかどうかという御趣旨のようでありましたが、いかに労働省の職員諸君から賜暇の申請がありました。これに對して労働省としては、もとよりこれを認めるわけにはまいりません。殊に労政局におきましては、局として、局長の名で業務命令を出しました。従つて、労政局の諸君は出勤をされたのであります。ただ組合側と十分に意思の疏通が欠けておつた点から、門のところにおいて若干の意思の食違ひがあつたようであります。これは組合幹部諸君と話し合ひの上で、きわめて平靜裡に労政局の職員は勤務につかれたのであります。この点、御了承を願ひます。

それから徳田君の御質問の趣旨は、いろいろございましたが、なかんずく最後の解決に對する措置としてこれこれのことをやる意思はないか、こういう御質問でありました。その中に、二千九百二十円を千八百円のふくれ上りの形において支拂うということ、これについてどう思ふか、こういうお話でありましたが、これは今申し上げましたことによつて御了承願ひましたことと存じます。

第二の、七千八百円の要求を考慮して、次の新事態に應ずる場合に団体交渉をする意思があるかどうか、こういう御質問でありましたが、七千八百円というこの計算の基礎がどこから出たものか、私はまだ十分にこれを聴いておりませんが、政府といたしましては、二千九百二十円は一月から三月までのものであることはば／＼繰返して申し上げておる通りであります。従つて、新事態に對処するための新構想が設けられなければならない。それはあくまでも団体交渉の形式において、平和的に話を進めていきたいという考えにおいてはもとより異議はございせんが、ただ七千八百円の問題を考慮に置かずか置かないかということは、後の問題でありまして、今日のところにおいては、今申します通り、この数字の基礎も明確ではありませんから、これを考慮に置くということを申し上げることはできません。

第三の、政府と組合側の同数の代表によつて団体交渉を行うかどうか、こういう点であります。これははつきり申し上げます。行方意思がありまして、

それから、組合に對して行つてきた彈圧を今後やらないようにするかどうかという御趣旨でありましたが、もとよりわれわれは、實際に刑罰法規に触れるような事態がありますれば、これはどう

第二の、七千八百円の要求を考慮して、次の新事態に應ずる場合に団体交渉をする意思があるかどうか、こういう御質問でありましたが、七千八百円というこの計算の基礎がどこから出たものか、私はまだ十分にこれを聴いておりませんが、政府といたしましては、二千九百二十円は一月から三月までのものであることはば／＼繰返して申し上げておる通りであります。従つて、新事態に對処するための新構想が設けられなければならない。それはあくまでも団体交渉の形式において、平和的に話を進めていきたいという考えにおいてはもとより異議はございせんが、ただ七千八百円の問題を考慮に置かずか置かないかということは、後の問題でありまして、今日のところにおいては、今申します通り、この数字の基礎も明確ではありませんから、これを考慮に置くということを申し上げることはできません。

第三の、政府と組合側の同数の代表によつて団体交渉を行うかどうか、こういう点であります。これははつきり申し上げます。行方意思がありまして、

それから、組合に對して行つてきた彈圧を今後やらないようにするかどうかという御趣旨でありましたが、もとよりわれわれは、實際に刑罰法規に触れるような事態がありますれば、これはどう

次には輕犯罪法の問題であります。が、輕犯罪法の問題につきましては、すでに法務総裁からも、參議院において、はつきりと、この点は社会運動には適用しない、労働運動には適用しない、しかし、そういうことに疑義があるならば、一項を挿してもよろしい、こういう答えが得られていくくらいでありますから、もちろん労働省所管の私といたしましては、法務総裁のこの言を忠実に信じております。

それから最後には、争議を行つた理由で組合に不利益を與えてはならない。この点もまた私どもは、労働法その他法規に正確なる規定のあることは、これはどういふ場合でもやむを得ぬことと存じます。ただ行政措置としては、できるだけそういうことのないように私としては努力いたしたいと考えておりますから、この点、御了承願ひたいと存じます。

皆さん、これで御了承願ひます。

(拍手)

〔國務大臣北村徳太郎君登壇〕
○國務大臣(北村徳太郎君) 徳田君その他の方から、全財の問題を一体どの

考えるか、どうするかという点について御質問があつたのであります。が、ひとり全財といわず、罷業権のない官吏、罷業権が認められていない官吏、罷業権が認められていない官吏、公職員の今回の罷業的な行為に対しては、共通の問題でありまして、これは二齊にしかるべき措置をとる、特に全財について御質問があつたのであります。が、これは先ほど堀田君、権熊君の御質問に答えた通りでありまして、必ず適當なる措置をとる、かようにお答えを申し上げておきます。

なお堀田君から、税収入が後れていること、全財の今回のスト行為とは全然関係がないというお話でありました。これはさうにも考えられませんが、税収を急がなければならない今日の事情において、全財の当面の担当者がスト行為をやつたということと無関係であるとは申されないものであります。

なお、終りの方で憲法論をなすつておられますが、とくと拜聴いたしましたけれども、これは遺憾ながら私とは全然見解を異にしてゐる点を御答弁いたしておきます。(拍手)

〔國務大臣吉米地義三君登壇〕

○國務大臣(吉米地義三君) 先刻加藤労働大臣から詳細にわたつて御答弁をいたされましたから、私から特に付け加える必要はないと存じます。しかしながら、連日組合側と交渉いたしましたので、ついに妥結の途を講ずることができたことは、私自身まことに遺憾

を感じております。その要点は、先ほど堀田君は、二千九百二十円はすでに予算にとつてあるから、やつてよからうという簡単なことであります。が、同時に給與法案というものが通過したとしておりまして、この法案には給與体系が規定されておるのであります。従つて、この給與体系に則つて支給するといふことは、われ／＼のとらなければならぬ途でございますから、この法律の運用及び解釋の範圍において、組合側の御意見を十分に尊重して解決したいと努めた次第でございますが、遂にこの法律を無視することではなれば妥結の途がないといふことがはつきりいたしましたので、結局不幸なる現在の状況になつておることは、まことに残念至極でございます。要するに給與体系は、よけい働く者によけいやる、職務の繁劇なる者によけい給與するといふような能率給と職給とが加味されて、今後生産増強のために勤労者がその意欲を増進するといふところに給與法案のねらいがあるのであります。

で、このねらいがはずれて、單純なる千八百円が二千九百二十円になるといふことであれば、その意味が非常に変わつてくるのであります。われ／＼として、現在の段階においては、そのままのむことはできないのであります。それから、二千九百二十円という言葉は非常に常識的にこれはわからないといふことであることが、東京で家族が三人あつて、三十二、三才の者が、この新給與法によつていくらかもらへるのかといふことを計算いたしますれば、一般の事務者は四千二百六十六円になります。現業の人は五千三百三十三円になります。このことは二千九百二十円と平均に言われておりますが、各個人の立場から申しますれば、かような数字になりますので、もとよりこれ十分だとは申されないものでありますけれども、今日のわが國の財政の上から申しまして、大體不自由でもひとつ忍んでいただけるというような程度ではなかつたらうかと思つてあります。先ほど大臣は二万五千円とおつしやいました。が、さういふ事實はございません。現在國務大臣は、月給に直しますと二千五百円です。われわれは國會議員としての給與を受けておるにすぎません。その点も堀田君の思い違ひだと思ひます。(現在ではないよ、新給與規定になつてからだ)と呼ぶ者あり)

さらに、政府はこの一斉休業その他に対する処置をどうするかということに對しましては、先ほど加藤労働大臣からお話があつた通りでありまして、法の建前上、もしこのままではいりま

すならば、官吏服務紀律等のことも法律としてございします以上、この法を擁護する立場から、あるいは不幸なる処置を見る方もあるかもしれぬといふことを残念に思つてあります。われわれは一日も早くこれらの点に考慮を拂つてもらつて、円満なる妥結を見ることを希望してやまない次第でございます。(拍手)

第一 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員理事矢尾喜三郎君。

地方自治法の一部を改正する法律案
地方自治法の一部を次のように改正する。

附則第一條第二項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十三年五月一日」に、「制定」を「國會に提出」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により第四十三号の末尾に掲載〕

〔矢尾喜三郎君登壇〕

○矢尾喜三郎君 ただいま上程せられました地方自治法の一部を改正する法律案について、治安及び地方制度委員

会における審議の経過並びに結果を簡單に御報告いたします。まず原文を朗読いたします。地方自治法の一部を次のように改正する。

附則第一條第二項中「昭和二十三年四月一日」を「昭和二十三年五月一日」に、「制定」を「國會に提出」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

委員会は二十六日午後一時開会いたしました。ただちに審議を開始いたしました。有田政府委員から説明がありました。今その内容を簡単に申し上げます。

さきに國家公務員の身分に関する基準法として國家公務員法が制定せられたのであります。が、これと相並んで地方公共團體の職員に関する制度を確立することは、新憲法の明示する全体の奉仕者たる理念を具現し、地方自治行政の民主的運営をはかる上からまことに緊要の要務であります。昨年十二月、地方自治法の一部改正が行われました際、同法附則第一條に、その第二項として「別に普通地方公共團體の職員に關して規定する法律は、昭和二十三年四月一日までに、これを制定しなければならぬ」としたのであります。政府は爾來地方公務員法案について調査

研究を進め、その立案を急いでいたの
であります。本法案は何分にも地方
公務員制度の基本をなす、きわめて重
要なものでありますので、さらに慎重
考慮を要するものが少くないのみなら
ず、議会において十分審議をせねばな
らぬ関係もあり、従つて本年四月一日
までにこれを制定することがとうてい
不可能と相なりしたので、現在まで
の準備の状況とにらみ合わせ、右法案
は五月一日までに國会に提出しなけれ
ばならないことにするのであります。
すなわち、その制定に若干の余裕を存
せしめんとするのが本案の趣旨であり
ます。

委員会においては二、三の質疑があ
りましたが、有田政府委員及び鈴木自
治課長より答弁がありまして質疑は終
了し、次に討論省略の動議が成立して
採決の結果、満場一致政府原案通り可
決確定いたしました。詳細は速記録に
よつてごらんを願います。

右、簡單ながら御報告申し上げま
す。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつて本案は委員長報告の通
り可決いたしました。

○安平鹿一君 國務大臣の憤慨に對す

る質疑は延期し、明後二十九日定刻よ
り本會議を開くこととし、本日はこれ
にて散会せられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつて動議のごとく決しまし
た。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十七分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 芦田 均君
兼外務大臣

大藏大臣 北村徳太郎君

文部大臣 森戸 辰男君

農林大臣 永江 一夫君

商工大臣 水谷長三郎君

運輸大臣 岡田 勢一君

労働大臣 加藤 勘十君

國務大臣 栗栖 勉夫君

國務大臣 吉米地義三君

國務大臣 西尾 末廣君

國務大臣 野溝 勝君

國務大臣 一松 定吉君

出席政府委員

大藏事務官 平田敬一郎君

農林事務官 平川 守君

定價 一冊二円二十錢

發行

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一
印刷局